

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 長寿社会課

法令名	介護保険法			法令番号	平成9年法律第123号		
手続名	指定調査機関の指定			根拠条項	第115条の36第1項及び第2項		
審査基準	(1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の36第1項及び第2項 (2) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第37条の3 (3) 介護保険法施行規則（平成11年3月31日厚生省令第36号）第140条の50						
	受付機関	長寿社会課	処理機関	長寿社会課	交付機関	長寿社会課	標準処理期間(閉庁日を 含めない) 標準経由期間 日